

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産業振興課)

一

訓 令 甲

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○指定代理納付者の指定

(税務課)

二

○町及び一部事務組合からの公平委員会の事務の受託の廃止

(市町村課)

二

○昭和五十四年宮城県告示第四百三十七号(南三陸金華山国定公園園計

画の一部の決定)の一部改正

(自然保護課)

二

○昭和五十四年宮城県告示第六百二十五号(南三陸金華山国定公園の公園

事業の一部の決定)の一部改正

(同)

二

○平成五年宮城県告示第四百二十七号(県立自然公園の指定)の一部改正

(同)

二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(二件)

(同)

三

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

三

○公有水面埋立ての免許出願

(水産業基盤整備課)

三

○昭和四十年宮城県告示第四百十号(海岸保全区域の指定)の一部改正

(同)

四

○平成二年宮城県告示第三百四十三号(海岸保全区域の指定)の一部改正

(同)

四

○平成二年宮城県告示第三百四十四号(海岸保全区域の指定)の一部改正

(同)

四

○道路の供用開始

(道路課)

五

規 則

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項の表うばがい(方言ほつきがい)の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次

のように改正する。

別表宮城県歯科技工士試験委員の項中

宮城県歯科技工士試験委員

を

宮城県歯科技工士国家試験委員

に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年九月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（用途を特定しないものに限る。）

三 指定期間

平成二十一年九月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十一号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、本吉郡本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合からの公平委員会の事務の受託を平成二十一年八月三十一日をもって廃止する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百九十二号

昭和五十四年宮城県告示第四百三十七号（南三陸金華山国定公園公園計画の一部の決定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「産業経済部観光課」を「気仙沼地方振興事務所志津川支所、宮城県登米地方振興事務所及び宮城県石巻地方振興事務所」を「経済商工観光部観光課」、宮城県気仙沼地方振興事務所、宮城県東部地方振興事務所及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所」に改める。

第二号の表中、「本吉郡本吉町三島」を「気仙沼市本吉町三島」に、「本吉郡本吉町中島」を「気仙沼市本吉町中島」に、「本吉郡本吉町午王野沢」を「気仙沼市本吉町午王野沢」に改める。

○宮城県告示第七百九十三号

昭和五十四年宮城県告示第六百二十五号（南三陸金華山国定公園の公園事業の一部の決定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「産業経済部観光課」を「経済商工観光部観光課」に、「宮城県気仙沼地方振興事務所志津川支所並びに宮城県石巻地方振興事務所」を「宮城県東部地方振興事務所」に改める。

第三号の表中、「本吉郡本吉町三島」を「気仙沼市本吉町三島」に、「本吉郡本吉町中島」を「気仙沼市本吉町中島」に、「本吉郡本吉町午王野沢」を「気仙沼市本吉町午王野沢」に改める。

○宮城県告示第七百九十四号

平成五年宮城県告示第四百二十七号（県立自然公園の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「及び本吉町役場」を削る。

第一号中、「本吉郡本吉町」を「気仙沼市本吉町」に改める。

○宮城県告示第七百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙台城ガイドボランティア会

一 代表者の氏名 齋藤 光巧

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区国見六丁目二十番十一号

三 定款に記載された目的

この法人は、市民や観光客等に長期的、継続的な視点から利益にとらわれることなく、仙台城見聞館を活動の拠点として、文化財の保護と活用を図りながら、城下町仙台的歴史・文化を通して、仙台の魅力と継続的に伝える公益性の高い新たなまちづくりをめざすことを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十一年八月十一日

○宮城県告示第七百九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二〇〇五四七	事業所の名称及び所在地	七福訪問介護 石巻市三ツ股三丁目七番三十四号	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護（重度訪問介護（みなし））	設置者名	株式会社レインボー	指定年月日	平成二十一年八月一日
-------	------------	-------------	------------------------	---------------	-------------------	------	-----------	-------	------------

○宮城県告示第七百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五一一〇九〇六	事業所の名称及び所在地	グループホーム&ケアホームあゆみ高野 原 仙台市青葉区折立四丁目十四番一、二、百十	指定障害福祉サービスの種類	共同生活介護 共同生活援助	設置者名	特定非営利活動法人あゆみ	廃止年月日	平成二十一年八月三十一日
-------	------------	-------------	---	---------------	---------------	------	--------------	-------	--------------

○宮城県告示第七百九十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

告示する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一三三〇〇三三	事業所の名称及び所在地	サポートセンターころんぶす 栗原市一迫真坂字鶴町一三五・四	指定障害福祉サービスの種類	自立訓練（生活訓練）	設置者名	特定非営利活動法人みやぎ身体障害者サポートクラブ	廃止年月日	平成二十一年八月三十一日
-------	-----------	-------------	-------------------------------	---------------	------------	------	--------------------------	-------	--------------

○宮城県告示第七百九十九号

県営中埠西部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年八月二十八日から平成二十一年九月二十九日まで

三 縦覧場所
大崎市役所、大崎市田尻総合支所及び美里町役場

○宮城県告示第八百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十一年七月十五日

二 出願人の名称

南三陸町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種はなな漁港区域内

(2) 区域 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地に隣接する公有水面

次(イ)の地点から(ニ)の地点を順次に直線で結んだ線及び(三)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成二十一年の春分の満潮位(DL+1・一五四メートル)における公有水面と陸地との境界線により

囲まれた区域

(イ)の地点 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地内に埋設した鉄北緯三八度四三分一三秒、東経一四一度三三分二八秒)を基点A点とし、A点から 一七七度三三分三七秒、

二一・八九メートルの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から 一九二度五六分三〇秒 三〇・〇〇メートルの地点

(ハ)の地点 (ロ)の地点から 二八二度五六分三〇秒 一〇・〇〇メートルの地点

(ニ)の地点 (ハ)の地点から 一二度五六分三〇秒 三〇・〇〇メートルの地点

(3) 面積 三〇〇・〇〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種はなな漁港区域内

(2) 区域 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地に隣接する公有水面

次(ア)の地点から(カ)の地点を順次に直線で結んだ線及び(イ)の地点と(ア)の地点を結ぶ平成二十一年の春分の満潮位(DL+1・一五四メートル)における公有水面と陸地との境界線により

囲まれた区域

(ア)の地点 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地内に埋設した鉄北緯三八度四三分一三秒、東経一四一度三三分二八秒)を基点A点とし、A点から 一一三度三九分三三秒、

五・九一メートルの地点

(イ)の地点 (ア)の地点から 一〇二度五六分三〇秒 二〇・〇〇メートルの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から 一九二度五六分三〇秒 七〇・〇〇メートルの地点

(ハ)の地点 (ロ)の地点から 二八二度五六分三〇秒 五〇・〇〇メートルの地点

(カ)の地点 (ハ)の地点から 一二度五六分三〇秒 五〇・〇〇メートルの地点

(3) 面積 二、八九九・九九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十一年八月二十八日から平成二十一年九月十七日まで

〇宮城県告示第八百一十号

昭和四十年宮城県告示第四百十号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中、「本吉郡本吉町蔵内一六七の一番地」を、「気仙沼市本吉町蔵内一六七番一」に、「本吉郡本吉町蔵内一七八の一番地」を、「気仙沼市本吉町蔵内一七八番一」に改める。

〇宮城県告示第八百一十号

平成二年宮城県告示第三百四十三号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中、「本吉郡本吉町道外一八五番の四」を、「気仙沼市本吉町道外一八五番四」に改める。

〇宮城県告示第八百一十号

平成二年宮城県告示第三百四十四号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則中「本吉町」を「地方公共団体」に改める。
表中「本吉郡本吉町土台磯地区」を「気仙沼市本吉町土台磯地区」に改める。

○宮城県告示第八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森柴田線	角田市尾山字松橋一六番四地先から 同市藤田字半田一〇番三地先まで	平成二十一年 八月三十一日

○宮城県告示第八百五号

大衡村から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 五反田・亀岡地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六号

大衡村から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 平林地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市大溜土地区画整理組合

二 事務所の所在地

東松島市矢本字上河戸二十五番地一

三 設立認可の年月日

平成二十年二月十三日

四 変更認可の年月日

平成二十一年八月二十四日

○宮城県告示第八百八号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「本吉郡本吉町津谷松岡五十七番地」を「気仙沼市本吉町津谷松岡五十七番地」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年九月一日から施行する。

○宮城県告示第八百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、河南矢本土地改良区が行う土地改良事業（貸入地区）の施行を平成二十一年八月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十一年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 千四百五十六台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 一億四千六百六十二万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年七月七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市赤井字七反谷地四百二十七番六及び四百二十七番六十七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東松島市赤井字七反谷地四百三十番地

清水 栄子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城郡七ヶ浜町葛蒲田浜字林台五十五番一、五十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 宮城郡七ヶ浜町汐見台南二丁目十一番地の十二

梅津 満喜子

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県美術館で使用する電気 年間約二百六十七百キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目八番十二号

五 落札金額 一億二千四百二十二万二千九百五十四円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年六月三十日